

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人聖徳会（以下「法人」という。）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」という。）の報酬、旅費及び退職金等について定めるものである。

(常勤役員の報酬)

第2条 法人のために週2日以上活動する常勤の役員（以下「常勤役員」という。）に報酬を支給する。支給日は、給与規則で規定する職員の給与支給日と同日とする。

2 常勤役員には、賞与を支給しない。

3 法人のために週4日以上活動する常勤役員の報酬は、役職毎に別表1のそれぞれの号給の範囲内の額とする。なお、週4日未満の常勤役員の報酬額は、別表1を週5日活動する額として活動日数で按分した額とする。

4 常勤役員に最初に就任する際の号給は、担当業務、職責、経験年数、前職での収入（法人職員が常勤役員に就任する場合は職員給与）、法人の業績等を勘案し、評議員会で決定する。号給を変更する場合も同様とする。

5 法人職員を兼務する常勤役員については、役員報酬と職員給与の合計額が評議員会で決定した額とする。

6 常勤役員が月の途中で就任あるいは退任した場合の日割り計算は、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。月の途中で号給を変更する場合も同様とする。

(非常勤役員、評議員の報酬)

第3条 非常勤の役員、評議員の報酬は日額制とし、別表2の額をその都度支給する。

(旅費)

第4条 役員等に、別表3の旅費を支給する。

2 大会やセミナーへの参加等の出張で、領収書等で負担した額が明らかである場合は、前項の規定にかかわらず、実費を支給することができる。

(退職金等)

第5条 常勤役員が退任した場合は、別表4に定める退職金を支給する。

2 非常勤役員が退任した場合は、別表5に定める退任慰労金を支給する。

3 常勤役員と非常勤役員の両方の在職期間を有する場合は、第1項と前項の合計額とする。

4 死亡により退任した場合の退職金及び退任慰労金は、その遺族に支払うものとする。

(公表)

第6条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第7条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補足)

第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めるところとする。

附 則

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

本規程の制定に伴い、役員等報酬規程（平成14年4月1日施行）は廃止する。

別表1 常勤役員の報酬

	月額	役職		
		業務執行理事	理事	監事
1号給	500,000円			
2号給	541,000円			
3号給	583,000円			
4号給	625,000円			
5号給	666,000円			
6号給	708,000円			
7号給	750,000円			
8号給	791,000円			
9号給	833,000円	理事長		
10号給	875,000円			
11号給	916,000円			
12号給	958,000円			
13号給	1,000,000円			
14号給	1,041,000円			
15号給	1,083,000円			
16号給	1,125,000円			
17号給	1,166,000円			

別表2 非常勤の役員、評議員の報酬

	日額
理事会、評議員会等への出席	10,000円（税別）

別表3 旅費

鉄道賃		船賃	航空機	日当 現地交通 費含む	宿泊料（室料）		食事料		
新幹線	在来線				東京都と政 令指定都市	その他の 市町村	朝食	昼食	夕食
グリーン	グリーン	1等	実費	円 5,500	円 16,000	円 14,000	円 1,500	円 1,500	円 2,500

※大阪府内及び近隣府県への移動で宿泊を伴わない場合は、運賃相当額を支給する。

別表4 常勤役員の退職金

退任時の役職	算出方法	上限額
理事長	退任時の報酬月額×役員在職年数	2500万円
業務執行理事		2000万円
理事		1800万円
監事		1800万円

※役員在職年数は、常勤役員の通算年数（職員の退職金支給対象期間を除く）とし、1年未満は切り捨てる。

※死亡退任の場合、同額とする。

別表5 非常勤役員の退任慰労金

役員在職年数	退任慰労金
6年未満	20万円
6～11年	40万円
12～17年	60万円
18～23年	80万円
24年以上	100万円

※役員在職年数は、非常勤役員の通算年数とし、1年未満は切り捨てる。

※死亡退任の場合、同額とする。